

平成 29 年度 第 3 回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：平成 30 年 2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分

場 所：鴨川市水道局 1 階会議室

出席者：平松健治、庄司朋代、刈込信道

山崎美保子、梶 恵子、村尾信行、中村康仁、満田秀夫、高梨俊和

（欠席委員）：川上正利

事務局：市長 亀田郁夫

水道局長 岩瀬英彦、次長 角田敬夫

業務係長 佐久間泰弘、工務係長 鈴木武志、浄水係長 吉村洋介

業務係 主査 山田英則、主査 吉田泰行

傍聴者：なし

1 開会

（事務局）

御案内の時間となりましたので、ただ今から平成 29 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました、会議次第、委員名簿、鴨川市水道事業運営委員会設置条例、議案 1 「平成 29 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 3 号）」、続きまして、議案 1 説明資料「平成 29 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 3 号）」、議案 2 「平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算」、議案 2 説明資料「平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算」、それから席に配布させていただきました「鴨川市水道ビジョン・経営計画（原案）」以上でございます。

次に、本日の会議の取扱いについて御説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。本日、川上委員さんより欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は 9 名でございますので、鴨川市水道事業運営委員会設置条例第 5 条第 2 項の規定により、過半数を超えておりますので本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

（市長あいさつ）

皆さん、こんにちは。

本日は、水道事業運営委員会を開催させていただきましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平素は、水道事業の推進に格別の御理解と御力添えを賜っておりますこと、厚く重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議題のうち、予算につきましては、来る定例市議会におきまして、御審議をいただく予定といたしておりますが、これに先立ちまして、運営委員会委員の皆様にご説明させていただき、あらかじめ御了承を賜りたいと考えております。

最初に議事の1は、平成29年度鴨川市水道事業会計補正予算（第3号）です。合併特例債の活用による一般会計出資金の増額並びに、企業債の減額に係る補正等でございます。

次に、議事の2は、平成30年度鴨川市水道事業会計予算でございます。かねてから、私の重要な施策としてインフラ整備を掲げております。そして、水道管の老朽化対策、これは市民生活に直結する最優先に考えるべき問題でありますので、事業経営の健全化、これの確保に向けた取組を行いつつ、合併特例債の活用も含めながら配水管等の整備を予定させていただきました。

最後に、議事の3は鴨川市水道ビジョン・経営戦略について、でございます。今回お示しいたします、鴨川市水道ビジョン・経営戦略、その原案は、本市水道事業の将来を見据えた理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するために、今後当面の間に取組むべき事項、施策をお示ししたものを作成いたしました。

以上、概要について申し述べさせていただきましたが、詳細につきましては水道局長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

3 議事

（刈込会長）

本日の会議録の確認をしていただく委員さんについて、庄司委員さんと中村委員さんを指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

議事を進めさせていただきます。

議案第1号「平成29年度鴨川市水道事業会計補正予算（第3号）」について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

平成29年度鴨川市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。着座にて、失礼いたします。資料は議案1及び議案1説明資料を併せて御覧ください。

今回の補正でございますが、大きくは3点でございます。

1点目は、市町合併に伴います、合併特例債の活用といたしまして、住民の生活に密着したインフラ、水道にも活用しようということから、市の一般会計がこの合併特例債を活用し、水道事業会計に出資することとなったことから、9,260万円の出資を受けることとなりました。これに併せまして、水道事業として起債する予定であった企業債を6,000万円減額するものです。

2点目ですが、千葉県市町村水道総合対策事業補助金の額が確定したため、47万3千円減額するものです。

最後に3点目は、昨年度、平成29年3月に起債した企業債の償還元金に不足が生じることから、5万2千円を追加するものです。

それでは、議案1と書いてあります、補正予算書1ページを御覧ください。

初めに、第2条は、収益的収入の予定額でございます。1款事業収益では、47万3千円減額いたしまして、17億3,470万2千円に改めたいものでございます。内容は先ほど申しました、県補助金の額が確定したためでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入では、1款資本的収入では、3,260万円追加いたしまして、16億9,326万円に改めたいものでございます。

支出では、1款資本的支出では、5万2千円追加いたしまして、6億5,479万2千円に改めたいものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,546万6千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億1,582万6千円、減債積立金3億4,977万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,987万円で補填をする予定でございます。

次に、2ページの第4条、先ほどの第3条、資本的収入及び支出の予定額のうち企業債の限度額につきまして、6,000万円に補正したいものでございます。

次に、4ページ、5ページの予算に関する説明書、実施計画につきましては、先ほど、御説明した内容でございます。

次に、6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。2の投資活動による変更はございませんが、1の業務活動では、県補助金の減額に伴う、当年度純利益47万3千円の減少、3の財務活動では、企業債の減額6,000万円や企業債の償還による支出5万2千円、さらには、出資金による収入9,260万円の増額によりまして、補正後の資金期末残高は、11億3,983万5千円となる予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(刈込会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。御質疑ございますでしょうか。

(平松委員)

はい。

(刈込会長)

はい。平松委員。

(平松委員)

今の議案説明が、この資料上側の平成 29 年度というところに書かれています。

ここで、執行部にお伺いしたいのが、市長が前段でインフラ整備を加速するのだというお話があったのですが。この平成 29 年度にあたって、この水道委員会は本来なら公営企業で、長期的に安定した経営をするために、既に長期計画で現在抱えているインフラをどのように整備していくのかということで、3・4年前に基金の問題がありまして、そこでさらに長期の整備計画について増えた分が反映されている訳ですが、今回の平成 29 年度補正予算において、平成 29 年度当初予算でお聞きしたインフラ整備に加えてのインフラ整備になるのか、今の説明によると起債内容、市長がインフラ整備と合わせて財政改善というお話があったのですが、今回 29 年度は、私が見る限りでは改善という話ではないと思うのだけれども、財政改善という話なのか、具体的なインフラ整備ということで、改良工事がこれによって増えたのか、その辺について、まずお願いします。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

先ほどの議案 1 のこの資料に基づきましてお話しますと、今、お話いただいたここには第 3 条と書いてある文なのですが、資本金の収入、企業債の減額、そして出資金ということで、9,260 万円の増額ということで支出につきましては償還金の増額はお願いしているのですが、工事費の増額は予定していないということで、工事につきましては当初予算、あるいは、9 月の補正で追加 3,000 万円程をお願いしたのですが、それ以外に、今回のこの出資に合わせて工事を追加したというものではございません。以上でございます。

(刈込会長)

平松委員。

(平松委員)

そうすると、年度当初立てた事業費の中で、合併特例債が水道事業に入ってくる想定もなかった。今回は合併特例債というのは特定の事業に対して、それが適応するか

どうかという審査をクリアした中で、適応されるものなので、これは既存に並べていたものを、今回 9,260 万円、これにあてがう事業が、企業債等で賄う予定であったものを、合併特例債に切り替わったと、合併特例債は償還の部分と未償還の部分があるけれども、その一部を削って、合併特例債の力を水道事業に充てたと、財政改善がされたかどうかは、認識的には薄いのですけれども、極端に言えば銀行ローンだったものを、少し補助率の高い資金にこの補正予算で換えて、本会計とは別に水道会計のコストにあっては、一部元金償還をしなくても良い事業が出来たということで、平成 29 年度の補正予算の内容については見ればよろしいでしょうか。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

今、おっしゃられたとおりです。我々が直接起債をいたしますと、今、利率が低いとは言え、利息に掛かる部分があると、それを一般会計からの出資で賄えるということであれば、減額をお願いしているとおり企業債を起債する部分が少なくなるということになりますので、今おっしゃられたとおりであります。以上です。

(刈込会長)

平松委員。

(平松委員)

この施策、今日、市長がお見えになっていますけれども、水道事業は公営企業なのです。市長も十分認識していますけれども、昔はこの席には市長はいなくて、公営企業は皆様からいただく水道料等で、しっかり本会計とは別に経営をしようという企業体なのです。平成 17 年 2 月 11 日の合併以降にこうして市長も委員会に参加するようになりました。

本来、今、合併特例債の活用についてあまり水道事業、委員会の中で出来るだけ議論して、本来全体的な水道事業以外の社会保障等様々なことを行う本会計には、あまり負担を掛けずに、水道事業はしっかりと経営をするという組織体なのですが、この合併特例債の要請は、本来であれば、昔、水道事業管理者という市長と同等に涉り合える人がいたのですけれども、水道局長が今回の合併特例債、私達は平成 29 年度あるいは将来的には、そういうものを使う想定はなかったけれども、あなたが要請したのですか。

大変だから、市長、多目的から国保病院に事業をリセットした。それで合併特例債 25 億円、多目的に使う予定だったけれども、国保病院は同じく公営企業、市長がそう思っていたかどうかは私にも分からないのですけれども、25 億円使えると思ったら、やはり病院は病院で独自にしっかりとした経営をしなくてははいけない。そこには補助

金は本会計があまり支出するといけないから、事業費の4分の1しか使えない。市民生活に影響が出ないようにということで5億円しか使えない。あと20億円の合併特例債が余ってしまう。そのような反動で私は水道局にその矛先が、要は余った20億円の消化先として水道局がターゲットになったのかなと、そんなことも考えながら、局長が、本会計に自分で行わなければいけない事業を、水道事業が大変だからって、水道局長が、昔の水道管理者が、本会計にそういう要請をされたのですかと、ちょっとお尋ねします。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

今の件なのですけれども、私どもとしては、1年ほど前の、この委員会で当初予算をお願いしていたわけなのですけれども、その時には、想定範囲には合併特例債はなかったわけですし、その時は、合併特例債を抜きにした中での運営ということで考えておりましたので、特別、こちらから、どうしても合併特例債を水道事業へというお話ではございませんで、全体的な中でのことというふうに認識しております。以上です。

(刈込会長)

その他、御質疑はございますでしょうか。

なければ、よろしいでしょうか。

御質問がないようでございますので、ただ今の件につきましては、承認ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(平松委員)

私は、反対です。

(刈込会長)

その他はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(刈込会長)

御異議なし多数ということでよろしいでしょうか。

御異議なし多数と認め、原案のとおり答申することと決定いたしました。

(刈込会長)

続きまして、議案2号「平成30年度鴨川市水道事業会計予算」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平成30年度鴨川市水道事業会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

ます。着座にて、説明させていただきます。

ここ数年来、料金収入の減少に伴いまして、平成 28 年度から市一般会計からの補助金、併せまして千葉県市町村水道総合対策事業補助金を活用してまいりました。

先ほどの平成 29 年度補正予算でも御説明いたしましたが、合併特例債を活用した市一般会計からの出資金も活用させていただくこととなりました。

これらの補助金、出資金等を活用して、業務の効率化を図りながら、必要な更新工事等を進めてまいりたいと存じます。

それでは、議案 2 の予算書と議案 2 説明資料の 3 ページに収入支出予算書（案）とこのようにあると思いますので、併せて御覧いただきたいと思います。予算書の項目に従い、比較表を参照しながら、進めさせていただきたいと存じます。

初めに、第 2 条の業務の予定量でございますが、比較表では、右下に記載してございますので、御覧下さい。

給水戸数を 1 万 8,100 戸、年間総給水量は、料金収入となります有収水量は減少傾向となっておりますが、年間総給水量は、前年度と比較いたしまして、若干ですが 1.0 パーセント増の 525 万 2,000 立方メートル、一日平均給水量を 1 万 4,389 立方メートルと見込ませていただきました。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出でございます。これは、比較表の左側半分に、記載されておりますので、御覧いただきたいと思います。

収入といたしまして、第 1 款事業収益を 15 億 6,291 万 4 千円と見込ませていただきました。内訳でございますが、営業収益と営業外収益及び特別利益でございます。

営業収益は、給水収益、つまり水道料金を主体とした収入でございます。給水水量の若干の増により、前年度より 2,951 万 4 千円、2.4 パーセントの増を見込んでいるところでございます。

ちなみに、これは予算対比ですので増となっておりますけれども、水道料金の動向としては、平成 29 年度決算としては、12 億 4,848 万円程度を現在見込んでおりまして、この決算見込みと当初予算の比較で申しますと 1,948 万円、1.6 パーセントの減ということになります。

また、営業外収益でございますが、水道に加入されるときにお支払いただく、給水申込負担金その他、市一般会計と千葉県市町村水道総合対策事業補助金等でございます。後ほど御説明いたしますが、合併特例債を活用した 4 条の資本的収支に対する市一般会計からの出資金の増額に対しまして、この補助金につきましては、市県併せまして、1 億 9,780 万円の減となるものでございます。

支出でございますが、第 1 款の事業費を 14 億 8,507 万 3 千円と予定させていただきました。内訳でございますが、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総

係費の各費用及び減価償却費などの営業費用と支払利息などの営業外費用、また、特別損失及び予備費でございます。

続いて、予算書 2 ページの第 4 条の資本的収入及び支出でございます。

比較表では、右側半分のところでございます。まず、第 1 款資本的収入では、3 億 79 万 3 千円でございます。その内訳でございますが、企業債、出資金及び固定資産売却代金でございます。

企業債は、前年度と同額になっていますが、負担金、これは保台ダムに係る工事を行った場合に東条土地改良区から 71 パーセントという割合で負担をしてもらうことになっていますが、平成 30 年度には該当の工事が予定されていないことから、皆減となっています。

さらに、補正予算と同様ですが、合併特例債を活用した市一般会計からの出資金が 1 億 7,404 万円とダムの償還金に係る出資金を合わせて、1 億 8,079 万 2 千円となっています。

次に、第 1 款資本的支出は、9 億 3,637 万 4 千円でございます。

内訳でございますが、建設改良事業費、企業債償還金及び予備費でございます。

建設改良事業費につきましては、前年度比約 118 パーセントの増ということで、合併特例債を活用した出資金を主要な財源として施設整備を行うものです。

議案 2 説明資料の 4 ページに、主要な建設改良工事について記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

原水設備費としては、負担金では、東条土地改良区が事業主体となり、国庫補助を活用し、保台ダム施設の更新を行う「保台ダム維持管理適正化事業」に事業費の 29 パーセントを負担金として同土地改良区に支出するものです。工事請負費では、保台浄水場取水ポンプ更新工事などを行うものです。

浄水設備費としては、工事請負費では、横渚・保台浄水場監視制御設備更新工事、石上配水場遠方監視制御設備設置工事、末端給水栓監視設備工事などを行い、横渚浄水場にて集中監視が可能となり、データの一元管理を行うものです。

配水設備費としては、委託料では、次年度以降に実施予定の配水管布設替に係る設計業務を委託するものです。工事請負費では、配水管布設替工事として、平塚、貝渚、内浦の各地区内を、大里地区のほ場整備に伴う布設替工事などを予定しております。

舗装本復旧工事として、過去に配水管布設替工事を実施した、太海、平塚、小湊、八色の各地区内を予定しております。

配水施設設備更新工事では、二子第 1 及び第 2 加圧所のタンク更新工事を、御園増圧ポンプ所の受変電盤更新工事を、高鶴配水場の計装設備更新工事をそれぞれ予定しております。

そこには記載がございませんが、営業設備費としては、平成2年車でしたけれども、老朽化いたしました、給水車の購入を予定しているところであります。

次に、予算書の2ページ、第4条の資本的収入及び支出のかっこ書きですが、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6億3,558万1千円は、過年度分損益勘定留保資金3億7,720万円、減債積立金2億3,002万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,835万8千円で補填をさせていただきたいとするものでございます。

次に、第5条でございますが、企業債の借り入れ限度額とその目的などを定めるものでございます。借入限度額は、1億2,000万円を予定するものでございます。

次に、第6条でございますが、資金繰りを円滑にするための一時借入金の限度額でございまして、2億円と定めたいとするものでございます。

次に、第7条でございますが、経費を流用することのできる場合を「営業費用」と「営業外費用」に定めたいものでございます。

次に、第8条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたいものでございます。

次に、第9条でございますが、他会計からの補助金、こちらは、一般会計からの補助金でございますが、8,024万3千円を予定させていただいたところでございます。

次に、第10条では、たな卸資産購入限度額を6,087万5千円といたしたいものでございます。

次の予算に関する説明書5ページから7ページは、予算の実施計画でございまして、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと存じます。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動、投資活動、そして財務活動によりまして、資金の減少額は、2億287万9千円と見込まれ、資金の期首残高が11億3,983万5千円と見込まれることから、期末残高は差し引きで、9億3,695万6千円と予定されるものでございます。

9ページ以降は、給与費明細書等予算に関する説明書でございまして、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

それでは、申し訳ありませんが、先ほどの1枚の資料を見ていただいてよろしいでしょうか。

資料下段に平成30年度と書かれている部分がございまして、左側の3条の収益的収入では、市の補助金が高料金分として8,000万円、ダムの分として24万3千円、これに対します県の補助金を、市の補助金の96パーセントで算定をいたしまして7,680万円。

右側の4条、資本的収入の方では、市の出資金として合併特例債の活用で1億7,404万円、事業費としてはこの倍となりますので3億5,080万8千円、それからダム分として675万2千円ということで、先ほど申しましたとおり、合併特例債に係る分につきましては、70パーセントが地方交付税の措置ということで、ここに書いてありますが、70パーセントが1億2,182万8千円になりますけれども、30パーセントが5,221万2千円となります。

したがって、左側の市の補助金1億円が少なくなったわけですが、合併特例債により、出資金を活用していきたいということで、平成30年度の予算をお願いしたいと思っております。以上で説明を終わります。

(刈込会長)

説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。御質疑ありますでしょうか。

(平松委員)

よろしいですか。

(刈込会長)

平松委員。

(平松委員)

ただ今、平成30年度予算についての説明があつて、ざっくり言いますと、1点目は、事業収入について、人口減少、社会状況から若干事業収入が減って来ていると、2点目は更新事業を含めたハード面、先ほど車両の更新等もあったのですが、当初の長期事業予定に概ね沿った事業計画が推進されると、3点目は、平成29年度と同じように補助金等の活用について、合併特例債というものが入ってきたと、ざっくり掴むと30年度予算は3点の特色が見られるかなと思っているわけでございます。それについて間違いはないですかね。

今、インフラの整備が、合併特例債という今まででは考えられない資金が30年度も出るということでございます。インフラの具体的な工事は長期ビジョンの中で増えないと、今回むしろ資金的、財務的な部分の対応だということでよろしいですかね。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

従前から予定しておりました工事につきまして、これが合併特例債の活用による出資に該当する事業か否かを判断し、該当する事業を選別し予算計上させていただいたところでございます。

(刈込会長)

平松委員。

(平松委員)

それでは、30 年度については、この表を見ていただきますと、あと 1 件確認なのですが、この合併特例債の話の前に、本来なら、水道事業はあまり本会計に影響せずに運営しなくてはならない事業体なのですが、2 年ほど前にこの安房地区の水道事業の合併という話が持ち上がった際に、鴨川市の現在抱える施設に応じた今後の更新費用に充てる基金が鴨川市は大まか 12 億円位必要なのだ。現在 8 億円だから合併に当たって、その基金を増強をしなくてはいけない。そういう議論が委員皆さんほとんど存じておられますが、そういう議論が出た時に私も、それでは、合併する安房の中で、他の自治体はすべて、この現在、鴨川市で平成 28 年度から活用を開始している千葉県市町村水道総合対策事業補助金をすでに活用をしているから、この県の補助金を活用していこうじゃないかという議論を皆さんとさせていただいて、28 年度から具体的に入ってきたわけなのですが、この事業は合併特例債がなければ、平成 32 年度位までには統合するだろうということで、この合併特例債の話がなければ、一応県との話はそのまま 1 億 7,000 万円位は市が一般会計から出せば、県の補助金も相応に貰えるということで長期的な話が出来ているということで、前から説明を受けていたのですが、そういうことでよろしいですね。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

今の県の補助金、市町村水道総合対策事業補助金の制度についてですが、現在県の用水供給事業体についても統合の検討をしておりますけれども、そちらの統合になるまで、平成 35 年度までは現在の補助制度は引き続きということで話を聞いておりますので、市の補助額に応じてそれなりの対応をしてくれるものと認識しております。

(刈込会長)

平松委員。

(平松委員)

合併特例債というのは、先ほどから答弁にも出ていますけれども、既にある工事、具体的な工事が、インフラ整備でここを行うのだと具体的なものでないと適用にならないですね。それでは、県の補助金というのはどうか、先ほど庄司委員が求める、これは、具体的にこういう工事に使いますよというものがなくて、このままそっくり基金等に積み立てて使っても良い性格なものだと私は認識しているのですね。

溜めこんで、そこから必要に応じて使える。だから今回前に 8 億円あったものが 28 年度決算を迎えたら 11 億 5,000 万円まで積立が出来たのですね、初年度の効果で、少し財務改善が出来たと、今回は市長の方針で順調に 28 年、29 年と県から貰えたの

ですけれども、30年度は約1億7,000万円だったのが、8,000万円が良いよという事で、特例債を使うから良いよということで、県に1億円近く9,000万円位要らないよとやっているわけですね。

それでは、水道局長に聞くけれども、この平成30年度の施策、今言ったように合併特例債は具体的な事業がなければ使えない。市長は水道のインフラ整備というけれども、過去に立てた計画にお金を充てているだけであろう。

それで、合併までこの県からの補助金を使う予定の話をしていたけれども、平成30年度は合併特例債を1億7,000万円使うと30パーセント補助して、70パーセントで済むから、これを活用すれば有利だろうと、合併特例債は有利なのだけれども県の高料金に対する補助金は100パーセントなのです。補助率が、1億円必要であれば、片や1億7,000万円の70パーセントが補助される。こちらは、1億円、その差額というのが、大まか2,180万円ある。

合併特例債もしくは県の高料金に対する補助金を取るかの選択なのです。けれども、片や先ほど言いましたように、合併特例債は特定の事業しか使えない。財政改善には使えないのです。それで皆さんとは関係のない本会計の方が、1億7,000万円あれば他の事業に使いたいという要素がある中で、どうも市長が水道には熱心に関心を持っていたのですが、すいません話が前後してしまって、水道局長、今、使途の関係、役所も継続ですよ、県も単純に使途の話だけではなくて、県だって議会を通して予算を組むわけです。長期的には36年度位まで鴨川市1億7,000万円位の補助が出るという見込でやれよという一つの取り決めではないですけれども、これで行こうという長期的な話が出来ております。そこへ市長は急に合併特例債を充てるから今年は1億円で良いぞと言ったときに、31年度は約束が出来ているのですか。1億7,000万円を去年と同じように申請しますよと。市長が永遠と合併特例債をリセットの話の中で加えた3億円程の出資金は29年度と30年度で合併特例債を用意したのだけれども、今、言ったように合併特例債を入れてもインフラ整備はそんなに進むわけではないのです。既存の工事から合併特例債の対象となるものを挙げているだけなのです。平成31年度は約束してあるの、1億7,000万円申請することについて。

あなたたちは勝手に8,000万円にしたけれども、これで良いと言ったけれども、31年度は、また1億7,000万円に戻しますよと、そういう約束は出来ていますかということ伺います。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

今の質問は、県補助金の約束ということでよろしいでしょうか。県の補助金制度に

つきましては、毎年度予算計上の予定ですか、途中で申請ですか、財務の確定ですかという手続きがございます。次年度以降にいくら各団体が予算計上の予定なのかというようなことから、それを基に県も予算計上を、あるいは要求をするのだろうというふうには認識をしております、毎年度予算の要求額を申請するような形になっております。以上です。

(刈込会長)

平松委員

(平松委員)

公共事業、ましてや水道事業は定期的に色々と物事をやらなくてはならない。県との長期的に1億7,000万円を貰いながら、合併までの間きちんとした形で整理してくださいよという約束が出来た中で、合併特例債自体を本来なら本体の一般会計でまだ必要需要が沢山ある中で、市長が一生懸命面倒を見てくれるのは、有り難いのだけでも、既にこの高料金対策で、一般会計から1億7,000万円というものを頂いて、我々は今まで、この事業自体で、頂いた水道料金の中で運営してきたので、これ以上色々県の来年度、再来年度の予算のリズムを狂わすような、県に対して良い関係、プラスにはなる関係ではないなという中で、我々は水道事業がきちんとした形で安定的にやろうと思ったら、こういう市長の思い入れが逆に、合併特例債は事業が特定されたり、本当の財力を造るには、これから県からの補助金をいただいて、一旦貯金に入れて、そこから適宜出していくという方法が良いと私は考えておりますので、この合併特例債、一時的に首長が、過度に水道事業に声を出して来ることに對して良くは思っておりません。以上でございます。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

ただ今の御意見なのですけれども、水道事業は、今、合併も見据えて検討を進めておりますけれども、現在も水は止めることは出来ませんし、継続して事業を運営していかななくてはならないという、非常に重要な事業でもあります。

先ほど、委員おっしゃられたとおり、合併特例債を使った出資金の場合には、工事に直接充てるという目的がございます。高料金につきましては、料金を上げないようにする他、経営改善等に必要なものということで若干目的が違うのですけれども、いずれにしても、継続的に事業を進めていくために必要なものでありますので、これらを活用して実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

(刈込会長)

その他に、御質問ありますでしょうか。

庄司委員。

(庄司委員)

はい。財政の健全化と言いましょうか、要は、足腰の強い企業としてどうなのだという、休憩中にも発言させていただいた内容と同じなのですけれども。

企業会計として、水道を安定供給していくために、経営の立て直しということで、ここ何年か取組んでいただいて、数字的には上がって来ていると思うのです。

その中で一つ確認をさせていただきたいのですが、鴨川市と天津小湊町が合併して以降、特に配管の漏水が非常に心配されていた、旧天津小湊町の方に大分手当をした後、ここ数年は、全体の経営基盤ということで、工事量を少し切り替えていた部分もあるかと思うのです。そんな中で漏水の程度がどういうふうに変化しているのか、工事のボリュームと関連してくる部分だと思いますし、これからの安定供給をしていく上で、どれだけ手当をしなくてはならないかということは、常に課題だと思うのですね。どこを目指して行くかと言ったら良いでしょうか。

その中で、当然漏水は減らしていかななくてははいけない。配管工事をしていかななくてははいけないというのは、大前提としてあると思うのです。早ければ早い方が、手当が早い方が、傷が浅い方が良いわけですので、早めの工事をした方が良い、一般論ですよ、あると思うのですね。

その中で、いかに財源の負担を小さい中で同じ工事を行っていくかという中では、どこからお金を引っ張って来るかという話が、今、平松委員の御意見を拝聴したところではありますけれども。

私の感覚から申し上げて、ちょっと認識が違っていたら教えていただきたいのですが、合併特例債、例えば、1億円の事業を行う場合、ざっくりとした話ですよ、細かい数字ではなくて、1億円の事業を行う場合に3割負担すれば7割貰えるよと、平たい言葉で申し上げますけど、そうすると1億円の事業を行うのに、市の負担ですと、3,000万円で作れるという話と、それから、この図で言いますと左側の市の補助金、県の補助金とありますよね、これで言うと、100パーセントではないのが下のところに市の補助金の96パーセントで算定と書いてありますから、同じように1億円の事業を行うと考えた時に、そうすると市の負担は5,200万円県の方からは4,800万円が来るという計算になるかと思うのですね。5,200万円の96パーセントですから、ほんの少し違うのですが、割合でいった場合、そうすると同じ1億円の事業を行った場合に、単純に比べますよ、合併特例債を使うと3,000万円で済む、今までの県の制度を使えば5,200万円掛かると、私の認識が違っていたら御指摘をいただきたいのですが、その位の差があるものを、どう上手に使おうかという話を今、されているのだ

というふうに私は考えているのですね。違っていたら、教えてください。

今、質問としてお尋ねしたいのは、漏水の程度がどの程度増減しているのかというところは数字として教えていただきたい。

(刈込会長)

事務局お願いします。

(事務局)

一般的に、漏水の関係、逆に言うと、浄水場から出た水から料金になった水量を計算したのが、有収率ということで呼んでおりますけれども、これが、平成 24 年度が 81.7 パーセント、25 年度が 81.4 パーセント、26 年度が 81.2 パーセント、27 年度が 79.5 パーセント、28 年度が 77.6 パーセントということで徐々に下がっている傾向にあります。

そして、今年度は途中なのですけれども昨年と 12 月末で比較した場合は、1.0 ポイント程下がっている状況にあります。今、委員おっしゃられたとおり、更新工事のペースとの関係等もあるかと思えます。

それから、有収率の低下には必要な残留塩素を確保するために、必要に応じて捨て水等をしている関係がありますので、そういったものもあるかと思っております。

それからもう一点、先ほどの合併特例債と補助金の関係になるかと思うのですけれども、まずは、合併特例債は一般会計が使う場合には、委員がおっしゃられたとおり、1 億円の事業をするのであれば、合併特例債を 1 億円起債して、7,000 万円が交付税措置されるので、3,000 万円の出ということになるのですけれども、企業の場合には、2 億円の事業に対して、1 億円の合併特例債を一般会計が起債することが出来るということで、2 億円に対して 3,000 万円を一般会計が出すというイメージなのですかね。7,000 万円が地方交付税で、というイメージになるかと思うのですけれども。そういうことでよろしいですか。事業費は 2 億円で 1 億円を出資が出来て、出資した 1 億円に対して 70 パーセントが交付税措置で 30 パーセントが一般会計の持ち出しなのですね。

補助金については、色々と細かい算定式はあるのですけれども、ざっくり言うと市の補助金の 96 パーセントが県の補助としてとるということで、概ね毎年その程度の予算計上をさせていただいているということです。

そして、市の補助金、県の補助金は 3 条に入って参りますので、料金の抑制ですとか、そういったものに活用するというようなことで黒字が出れば、翌年度以降の 4 条の補填財源になってくるということになります。

4 条の補填財源に回って来るということは、次年度以降の工事ですとか、企業債の元金償還に充てられるというような形になって参ります。以上です。

(平松委員)

ちょっとごめんなさい。追加で先ほどの件を、事足らないからその部分を庄司委員から再質問が出てしまったので、委員の皆さん、先ほどの説明が下手なので、もう一度申し訳ない。

この、30 年度にあっては、県の補助金を 1 億円減らします。合併特例債を活用します。合併特例債で最終的に得をするのは、どれが得かという計算でいくと、7 割ですから、1 億 2,180 万円が得だと、だからこっちじゃ金額的には合併特例債が多いけれども、合併特例債にあっては具体的な事業費に充てると、この県の補助金は、庄司委員の求める財政改善全般に充てて良いよと、数字で見れば 2,100 万円、それと先ほど言った県との関係で継続的に 1 億 7,000 万円来るというのを急ぎよ、私どもは合併特例債を 30 年度使うから 8,000 万円に落として良いですよと、それ以降の話は今後しなくてはいけない。先ほど全体で触れたように 1 億 7,000 万円については、合併特例債の流入とそれなりの合併まであと 6・7 年あるけれども、両者を合わせた 3 億 5,000 万円位は、水道会計に入って昔は事業者であり、今は水道局長と市の市長との中でうまく 3 億 5,000 万円を転がして行く、そういう要素なので、ちょっと金額はそういうことで減っておりますが、中身的には色々安定という部分でいくと、県の、今後この補助金を確保出来ない。まだ、はっきりしていない。今回 8,000 万円にしたからもう来年度以降も 8,000 万円にしようといったら、今回の合併特例債を入れることが将来私は、2,100 万円の話、1 億円と 2,180 万円の話どっちが重いのかなと、そのような意味の説明を、今の追加の説明というまとまっておらず、あれなのですけれども、追加の説明をさせてもらいました。

(刈込会長)

その他質問、ございますでしょうか。

なければ、本議案に対して承認でいらっしゃる方、異議なしの発声をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

(議長 刈込会長)

御異議なしの声が多いということで、御異議なしと認めさせていただきます。

本議案につきましては、議案のとおり答申することに決定しました。

(議長 刈込会長)

議案 3 「鴨川市水道ビジョン・経営戦略（原案）」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、鴨川市水道ビジョン・経営戦略について御説明申し上げます。

厚生労働省では、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定し、地域における水

道ビジョンの策定を推奨してきたところであります。

策定する地域水道ビジョンは、当面の目標を概ね 10 年間とし、50 年、100 年先を見据えた理想像を明示することとしています。

一方、総務省においては、平成 26 年 8 月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知し、経営環境が厳しさを増す中にあっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立ち、徹底した効率化、経営健全化に取り組む必要性について言及し「経営戦略」の策定を推奨してきたところです。

更に、平成 29 年 3 月には、平成 32 年度までの早期の策定に向けた取組みを一層支援するため、「経営戦略策定ガイドライン改訂版」を策定したところです。

本市も、これによりまして、中長期の展望に立った地域水道ビジョンと経営戦略を併せ持った計画の策定を進めているところですが、この度、御手元にございます「鴨川市水道ビジョン・経営戦略（原案）」を作成いたしましたので、概要を説明させていただきます。

議案 3 の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

「策定に当たって」という記載がございますが、新水道ビジョンにおける水道の理想像といたしまして、「時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道」、強靱、持続、安全の三本柱に基づいて、50 年後、100 年後を見据えた水道の理想像を提示しています。

資料 2 ページになりますが、本市水道ビジョンの位置付けとしては、本市の「総合計画」や「公共施設等総合管理計画」を基にしながら、厚生労働省の「新水道ビジョン」、総務省の「経営戦略」の内容を包括するもので、安定的に水道事業を継続していくための中長期的「経営戦略」を策定し、計画的経営に取り組むこととします。

図 1-2 市水道ビジョンの位置付けでは、これらの計画の関係を示しています。

計画期間は、長期的な将来像を見据えた上で、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間としています。

3 ページから 13 ページまでは、本市水道の概要となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

14 ページをお開き下さい。現状と課題が、「新水道ビジョン」に掲げられている、「安全」、「強靱」、「継続」の項目ごとに示されています。

まず、「安全」では、水質管理です。本市の水源は、ダム、河川、受水等になっており、原水の状況に応じた、水質基準を満たす安全な水の供給が大切となります。

次に、15 ページ「強靱」では、施設の耐震化や危機管理についてです。主な耐震化の状況は、図 3-3 のとおりで、青いグラフが本市の、平成 24 年度から平成 28 年度まで

の数値で、全国及び県内類似団体、県内の類似団体は、給水人口が3万人から5万人ですけれども、その平成27年度の数値となっております。

15ページ下段から16ページにかけまして、危機管理としまして、各種マニュアルの整備状況が記載されておりますけれども、まだ十分とはいえない状況にあります。

次に、16ページ「持続」、水道サービスの持続性は確保されているか、になります。

現在、検討を進めている広域統合化や平成19年度から平成28年度までの収益状況と1立方メートル当たりの水を作る給水原価、1立方メートル当たりの収益の供給単価ですが、いずれも上昇傾向にあり、差引きの損益も悪化している状況にあります。

18ページから22ページにつきましては、経営比較分析表、これは、現在平成27年度の決算によるデータになっておりますけれども、28年度の決算に基づく資料を作成中でありますので、出来る限り最新のデータに差替えたいと思っておりますけれども、後ほど御覧いただきたいと思います。

23ページは、組織と職員数の状況です。24ページの表3-3のとおり、市町合併後の職員数23人からここ数年は17人となっております。

お客様サービスとしては、ホームページや広報かまがわを活用し、情報提供を行っています。

25ページは、水道事業の将来像として、人口及び水需要の見通しがございます。平成39年度の給水人口は約30,000人、最新の28年度末では、33,730人で、約11パーセントの減少の見込みとなっております。一日最大給水量も18,000立方メートル、最新の28年度では18,860立方メートルで約4.6パーセントの減少の見込みであります。

そこで、本市水道事業の目指すべき姿として、25ページの下段に掲げてありますとおり基本理念は、「安全で良質な水の供給をめざして」として、理想像として新水道ビジョンにもありますとおり、「安全」、「強靱」、「持続」、それぞれの内容で掲げさせていただきます。

26ページには、これらの施策の体系を示しております。

「安全」、「強靱」、「持続」、この大きな柱にそれぞれ施策を持ちまして進めていきたいというものであります。

33ページは、これらをもちまして、財政の見通しということで、投資としては、固定資産の現在の資産状況から、法定耐用年数の1.5倍で更新を実施した場合で想定をいたしますと、年間の投資はおよそ4億3,000万円必要という形になっております。現行の料金水準でこの投資を続けていきますと、平成35年度に単年度収支が赤字ということになることも想定をされております。企業債残高の適正管理に努め、国庫補助など有利な財源の確保に努めながら、広域化による統合も含めて必要な財源を確保

して参りたいと存じております。

なお、記載のデータにつきましては、最新の 30 年度予算が直接反映されておられませんので、最新のデータに後ほど差替えさせていただきたいと思っておりますけれども、このようなイメージとなっております。

最後に、38 ページの「フォローアップ」ですけれども、図 7-1 に示しておりますとおり PDCA サイクル、Plan（計画・目標設定）、Do（事業実施）、Check（事業評価）、Action（改善）により、進捗管理を行い、計画と結果の乖離が著しい場合は、原因調査と対策を図って参りたいと思っております。以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

（刈込会長）

それでは、説明が終わりましたので質疑に入りたいと思えます。

御質疑ありますでしょうか。

ありませんか。なければよろしいでしょうか。では、御質問がないようですので本件について御承認ということで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（刈込会長）

御異議なしと認め、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、本日の議件を終了させていただき、議長の職を解かせていただきます。

議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

4 その他

（事務局）

会長、ありがとうございました。それでは、第4のその他といたしまして何かございますか。

（中村委員）

はい。

（事務局）

はい、どうぞ。

（中村委員）

今年は日本全体で寒気団が多いと聞いて、これによる鴨川市の漏水、空き家等からの漏水の件数、今年は多いのですか。

（事務局）

今年は非常に寒いということで、今現在も北陸の方で、非常に大変な状況になっております。そして、昨年1月半ばだったと思うのですけれども、昨年の状況として

は、当方と業者合わせて 140 件ほどの問い合わせがあったと、昨年ですね。

今年につきましては、1 月 24 日に強烈な寒気団が来るということだったもので、広報と併せてメールを入れさせていただいて、自衛をして下さいと、通常からホームページですとかホームページには掲載はしているのですけれども、それに併せまして広報とメールを入れさせていただいた関係で、今年は 20 件から 30 件程度という状況でして、空き家については、管理する人がなかなか直接いせんので、うちの方から出ている水の量が非常に多いとか、通報ですとか、検針値ですとか、取りあえずバルブを止めるような作業ですとかはしております。そして、管理されている方の連絡先には連絡を入れさせていただくような形を取っております。以上です。

(中村委員)

わかりました。

(事務局)

その他、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

5 閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、「平成 29 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会」を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

平成 30 年 3 月 15 日

会議録署名人 庄司 朋代

会議録署名人 中村 康仁